

計画の見直し案に意見を

災害への対応をより効果的に



▲トリアージ(※)により治療室へ負傷者を搬送

地域防災計画は、市民の生命や財産、地域を災害から守るとともに、市民一人一人に防災の自覚や努力を促して、被害を最小限にするために計画したものです。平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓を生かすため、国の防災基本計画や県地域防災計画は改正されました。市では、国や県の改正を踏まえ、災害時の対応をより効果的にするために地域防災計画の見直しを行います。ここでは「地域防災計画」の内容(案)をお知らせし、皆さんから意見を募集します。

課題を基に全面改定

東日本大震災では、防災対策のさまざまな課題が浮き彫りになり、南海トラフ巨大地震の被害想定結果は、従来の想定をはるかに上回るものとなりました。また市の行政や公共サービス機関、まちづくり団体の代表者で構成する市防災会議では、現在の防災計画に対し六つの課題が挙げられました。

一つ目の課題は、自助や共助、公助の役割が機能するのかわくという疑問や、さらなる防災教育や普及啓発の必要性。二つ目は、災害対策本部は十分に機能するのかわくという疑問や市

の災害対策活動を確実に進めるための防災体制の見直し。三つ目に、市内の風水害の特性が分かりやすく計画に記されているのかわくという疑問や南海トラフ巨大地震への被害の想定。四つ目に、指定避難所の設備や耐震性、避難行動の在り方と避難経路は安全に配慮しているのかわくの見直し。五つ目に、大規模災害時に応援を受ける体制は整っているのかわくなどの広域災害への対応。六つ目に、防災備蓄や物資の支援など最低限の物資の確保が、指摘されました。

※トリアージ=負傷者の手当の優先度を判定

避難所なども見直し

六つの課題を反映させた主な見直しは、次の通りです。

防災協働社会の形成

防災リーダーの育成や地域の組織(自治連合会や自主防災組織など)の役割の明確化、ボランティア活動の環境整備などを行います。被害の軽減に向け、さまざまな団体が連携して活動ができるよう、日ごろから組織の育成と強化、防災の啓発や防災訓練、災害の伝承に努めます。

防災体制の整備

役割を明確にした災害対策本部の組織と、行政組織を横断した職員の配置や業務分担を見直します。活動体制の簡潔明文化で、各部署間の連携や情報伝達が迅速に行えるよう、市の防災体制を整えます。

業務継続計画の策定

災害時に業務の手引きとなる業務継続計画を作り、災害発生後の業務立ち上げ時間の短縮や災害発生直後

の業務の質や量を向上させます。

防災計画の体系再構築

「使いやすい」「読みやすい」「分かりやすい」計画を目指し、計画の体系を風水害等対策編と地震災害対策編、資料編、災害時業務マニュアル編に再構築します。

災害対策の強化と推進

風水害の災害特性や、南海トラフ巨大地震と内陸活断層地震の被害想定、明記、医療救護体制の整備、情報通信設備の有効活用、地図の活用と災害図上訓練の実施で、防災対策を推進します。

避難所など避難体制の整備

地域に適した避難所を選定するとともに、避難者が安全に避難行動を取ることができ、避難所を少しでも良好な環境に保てるような環境整備を行います。特に避難所では、要援護者や女性の視点に立った運営体制も整備します。

受援体制や応援体制の整備

国や県などの応援を受ける場合に利用する拠点の整備や、支援先との協定締結の促進、他の自治体を応援する場合の体制を整備します。

必需物資の確保体制

公共備蓄や流通在庫などが確保されている場合でも、大規模災害発生時には調達先の被災や搬送の遅れなどで被災直後の需要が賅えないことも予想されます。新しい防災計画で



▲防災訓練で土のう作り(三郷町)

は、市の備蓄方法や個人備蓄の重要性、給水活動時の市民の役割を明確にします。防災備蓄倉庫を避難所へ設置し、民間事業者の知識や技術を活用するなどして、食料や水、生活必需品の確保の在り方と、支援物資の調達や供給への取り組みを強化します。

地域の孤立化防止

防災通信設備などの整備や防災備蓄倉庫の設置、県の防災ヘリコプターを活用するなどして、災害時の孤立地域の発生を防止します。

県地域防災計画との整合

県が行う防災活動と連携するため、国や県の基本方針を踏まえた計画とします。広域避難対策の強化や帰宅困難者の対策、緊急輸送道路の見直し、耐震化と液状化対策の啓発を強化して、県地域防災計画の見直し項目との整合を取ります。

地域防災計画の見直し案に意見を

市では、市民の皆さんの意見を反映させるため、地域防災計画の見直し案への意見を募集します。

この計画(案)は、市ウェブサイト(<http://www.city.ena.lg.jp/>)や市情報公開コーナー(本庁舎3階)、各振興事務所で閲覧することができます。閲覧期間は、意見募集期間と同じです。

□締め切り 10月28日(月)

□提出方法 本紙(9月1日号など)に折り込んである広報直通便やファクス、電子メールなどで、①住所②氏名③連絡先(電話番号)を、明記して意見をお寄せください。見出しは、「地域防災計画」としてください。

申・問 防災情報課 ☎26-2111(内線316)、☎26-4799、✉ bousaitaisaku@city.ena.lg.jp